

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人を受け付ける時の事務費用	0円
求人・求職の申込みを受理した時以降、 求人・求職者に提供する紹介のサービス	【成功報酬】職業紹介が成功した場合における当該求職者の想定年収（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の50%とする。 ※手数料負担者は求人者とします
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	【成功報酬】職業紹介が成功した場合における当該求職者の想定年収（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の50%とする。 ※手数料負担者は求人者とします
特定の条件による特別の求職者の開拓や そのための調査・探索	【着手金】200,000円 【活動1日あたり】200,000円 【成功報酬】職業紹介が成功した場合における当該求職者の想定年収の（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の50%とする。 ※手数料負担者は求人者とします
就職を容易にするための求職者に対する 専門的な相談・助言	【成功報酬】職業紹介が成功した場合における当該求職者の想定年収（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の50%とする。 ※手数料負担者は関係雇用主とします

※上記手数料には、消費税が含まれておりません。

※上記手数料は上限であり、別途求人者と契約書・覚書等で定める手数料が優先されます。

◆返金に関する事項

- ・求職者が早期退職に至った場合、入社からの期間に応じて紹介手数料の返金制度を設けています。
- ・返金率は最終出勤日までの日数および職種に応じて設定し、詳細は求人者との契約に定めるとおりとします。

- | | |
|------------------------|------|
| (1)求職者が入社前に退職した場合 | 100% |
| (2)求職者が入社後30日以内に退職した場合 | 70% |
| (3)求職者が入社後60日以内に退職した場合 | 30% |

ただし紹介予定派遣（派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する）の場合にはこの返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号 13ーユー305650

事業所名称 株式会社サンライズワークス

紹介手数料の返戻金について

当社は、紹介した方が短期間で離職した場合には紹介手数料を返戻する制度を下記にて設けております。

紹介した採用決定者（求職者）が一身上の都合により退職に至った場合は、領収済み紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に応じて、採用決定者（求職者）の退職日より30日以内に、返還とする。

- ・ 7日以内で退職した場合 紹介手数料金を100%
- ・ 1ヶ月以内で退職した場合 紹介手数料金の 70%
- ・ 2ヶ月以内で退職した場合 紹介手数料金の 30%

但し、採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないこととする。

株式会社サンライズワークス
東北支社
(認可番号) 13-ユ-305650